

改正

平成16年3月30日告示第134号

平成31年3月1日告示第17号

平成31年3月29日告示第61号

令和4年1月6日告示第2号

地域公民館整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 社会教育の振興と地域住民の融和を図るため、町内会、自治会等（以下「団体」という。）が設置する公民館の新築及び増築等に要する経費に対し、予算の範囲内で雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新しく公民館を建設すること。
- (2) 改築 既設の公民館の一部を除去し、引き続き従前と構造及び規模を著しく異にしないで改良すること。
- (3) 増築 既設の公民館の床面積を増加させること。
- (4) 補修 次に掲げる改良を行うこと。
 - ア 既設の公民館の損傷部分に工作を加え、その原形を回復させること。
 - イ 公共下水道事業等の実施に伴う既設排水設備の改造
 - ウ イに定める改良に伴い行う環境の改善を目的とした改良
 - エ 高齢者又は障がい者が安全かつ円滑に利用できるよう公民館の使用上の支障を除去するための改良

(施設整備補助金交付の対象)

第3 新築しようとする公民館が補助金交付の対象として具備しなければならない要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体に所属する世帯数が15世帯以上であること。
- (2) 建物の「延床面積」が50平方メートル以上であること。

(3) 建物の内部構造が面積に応じて最低設けなければならない室数は、下表のとおりとする。

面積	50㎡～80㎡	81㎡以上
室数	1 集会室 2 図書資料室 3 便所	1 集会室 2 図書資料室 3 便所 4 事務室

(4) 他の目的の建物に併設しようとする場合においても前各号の要件をそなえていること。

(施設整備補助の基準・新築)

第4 前条の要件をそなえた団体に対して交付する補助金の基準は、次のとおりとする。

(1) 補助基準単価 建設面積3.3㎡について350,000円の額とする。(ただし、補助基準単価に満たないときはその額)

(2) 補助率等 建築に要する経費の3分の2以内とする。(ただし、最高額は、500万円を限度とする。)

(改築又は増築)

第5 既設の公民館に改築又は増築しようとする場合の基準は次のとおりとする。

(1) 補助基準単価 建設面積3.3㎡について350,000円の額とする。(ただし、補助基準単価に満たないときはその額)

(2) 補助率等 改築又は増築に要する経費の2分の1以内とする。(ただし、最高額は250万円を限度とする。)

(補修)

第6 既設の建物を補修したときは、実所要経費10万円以上を対象とし、その経費の2分の1以内とする。(ただし、最高額は125万円を限度とする。)

(補助金の交付申請)

第7 この要綱の規定により補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 見積書又は工事契約書の写し

(4) 設計書及び設計図

- (5) 建築確認通知書の写し（補修の場合を除く。）
- (6) 土地賃貸契約書の写し（補修の場合を除き、建物敷地が借地の場合に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第8 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、工事が完了したときは、補助事業完了届（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 工事に係る完了届及び完成写真
- (4) その他町長が必要と認める書類
（前金払等）

第9 町長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第12条の規定により、補助金を前金払又は概算払するものとする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成16年3月30日告示第134号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日告示第17号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日告示第61号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月6日告示第2号）

この告示は、告示の日から施行する。